### NPO法人 あすなろ 福島駅前教室 実務者研修 学則

#### 第1条(目的)

特定非営利活動法人 福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなろ(以下 「当法人」という) は、「社会福祉及び介護福祉士法」他、関係諸法にもとづき、高齢者及び障がい者(児)が地域で自立した生活を営めるための生活支援サービスを提供するシステムの実現に向けた人材確保・サービスの質の向上を目指し、地域の福祉教育の推進に寄与する事を目的とする。

#### 第2条(名称)

名称は 「NPO法人 あすなろ 福島駅前教室 実務者研修 通信課程」 という。

#### 第3条(所在地)

所在地は 大阪市福島区福島 5-14-6 福島阪神クレセントビル 3 階 とする。

#### 第4条(課程名・修業年限・在籍期限・定員)

当コースの修業年限及び定員・学級数・課程名は次のとおりとする。

修業年限:無資格者は6カ月以上

:介護職員初任者研修・ヘルパー2級は4ヶ月以上

:介護職員基礎研修・ヘルパー1級は1ヶ月以上

ただし、各コースの研修カリキュラムに沿って実施することとする。

定 員:1コース 40名

学級数:6コース

課程 名:介護福祉士実務者研修 通信課程

在籍期間:2年

※尚、医療的ケアについては、受講生に合わせて日程を追加するものとする。

#### 第5条(入学時期)

入学時期については以下とする

平成 28 年度

平成 28.4.1~平成 28.9.30 平成 28.7.1.~平成 28.12.31 平成 28.9.1~平成 29.2.28 平成 28.11.1~平成 29.4.30 平成 29.1.1~平成 29.6.30 平成 29.3.1~平成 29.8.31

平成 29 年度

平成 29.5.1~平成 29.10.31 平成 29.7.1~平成 29.12.31 平成 29.9.1~平成 30.2.28 平成 29.11.1~平成 30.4.30 平成 30.1.1~平成 30.6.30 平成 30.3.1~平成 30.8.31

\*平成30年度以降は平成29年度準ずる

#### 第6条(入学資格・選考、受講手続・免除項目)

- (1) 入学対象者は下記の資格を満たす者とする。
  - ・満 16 歳以上の者。

- (2) 選考、受講手続きについては次のとおりとする。
  - ・定員に達した場合は締め切りとする。
  - ・但し 若干名待機者を設ける。
  - ・所定の申込用紙に必要事項を記入し、修了した研修がある者はその修了証明書のコピーを添えて郵送・FAX もしくは事務局へ提出のいずれかの方法で申し込む。 申込受付後、当校より送付された受講料等の振込に関する案内のとおり、指定期日までに受講料の振込を完了しなければならない。

また、開校後は納入済の受講料の返金はおこなわない。

(3) 免除項目については別紙1のとおりとする。

#### 第7条(受講料・受講料の減額)

(1) 受講料は次のとおりとする。

修了研修	受講料 (税別)	テキスト代 (税別)		
介護職員基礎研修	35,000 円	2,800 円		
介護職員初任者研修	96,000 円	12,800 円		
訪問介護員養成研修 一級課程	60,000 円	4,800 円		
訪問介護員養成研修 二級課程	100,000 円	12,800 円		
訪問介護員養成研修 三級課程	120,000 円	12,800 円		
無	132,000 円	12,800 円		

- (2) 認知症実践者研修修了者と喀痰吸引等研修修了者は、別紙1に掲げる免除科目により、次のとおり受講料を減額する。
  - · 認知症実践者研修修了者

修了研修	減額する受講料(税別)
介護職員初任者研修	5,000 円
訪問介護員養成研修 二級課程	8,000 円
訪問介護員養成研修 三級課程	8,000 円
無	8,000 円

• 喀痰吸引等研修修了者

修了研修	減額する受講料(税別)
介護職員初任者研修	
訪問介護員養成研修 一級課程	
訪問介護員養成研修 二級課程	35,000 円
訪問介護員養成研修 三級課程	
無	

(3) その他受講中にかかる費用について

訓練実施機関及び、訓練実施機関以外で行われる授業、実習先までの交通費については実費とする。

その他、実技・演習における準備物についても実費とする。

#### 第8条(受講期間・スクーリングの履修方法・補講)

- (1) 受講期間は6か月とする。
- (2) スクーリングの履修の方法については次のとおりとする
- ・講義は、本校の講義・演習室において実施する。
- (3) 補講については以下の通りとする。

可能な科目:全ての科目

上 限:総時間数の2割まで

方 法:講義(放課後及び授業以外の日程を本人と相談の上実施する。)

費 用:他コースでの振替補講 無料

個別補講 4000円/1時間 (補講料は補講時に支払うこと。)

補講により科目を履修するには研修期間内に補講を終了し、修得度評価により合格を得る必要がある。

#### 第9条(学習の評価 及び方法・課程修了の認定)

- (1) 学習の評価及び方法については以下のとおりとする。
  - 通信課題

各科目毎に評価を行う。

合格点は 100 点満点中 70 点とし、70 点に満たないものについては再提出とする。合格点に満たなかった場合は未修了扱いとする。

・通学(介護過程Ⅲ スクーリング)

面接授業(スクーリング)は、本校の講義・演習室において実施する。

全ての科目を修了し、科目時間数の3分の2以上の出席(補講含)が認められる者に対し、 科目の最終日に筆記試験及び実技演習により評価を行う。

100点満点中70点以上を合格とする。

再学習・再評価を行い、それでも合格できなかった場合は未修了扱いとする。

・通学(医療的ケア スクーリング)

「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」で規定されている演習の実施により評価する。

また、規定された回数以上実施しなければ、履修は認定されない。

- (2) 課程修了の認定、修了証書の交付については次のとおりとする。
  - ・養成施設指定規則別表第4に基づき編成された各科目の出席時間数が養成施設指定規則 に定める時間数の3分の2に満たないもの(免除科目を除く)については当該科目の履 修の認定をしない。但し、補講により科目時間数の3分の2以上の出席を満たしたもの は、修了を認定する。
  - ・別紙1 に定める時間数を履修し、かつ該当する講義科目について合格に達し、卒業資格を得たものには実務者研修修了証明書(別紙2)を交付する。
  - ・カリキュラムに編成された各科目の出席時間数の3分の2以上を修了したものについては、修了前に実務者研修修了見込証明書(別紙3)を交付することが出来る。
  - ・やむを得ず、受講が不可能となった場合は 学則第11条を参照のこと。
  - ・受講生は学修内容について相談、質疑等がある場合は、質問表を Fax 又は郵送、電子メールによって行うことができる。

#### 第10条(休業日・出席停止)

- (1) 当法人の休業日は次のとおりとする。
  - 年末年始
  - 盆休み
  - ・非常変災その他急迫の事情がある場合授業を行わない時がある。
  - ・受講上必要と認めた時は、休業日に授業を行う時がある。
  - この場合、別の日に振り替える場合がある。
  - ・その他、当法人の代表理事が定めた日
- (2) 出席停止について次のとおりとする。
  - ・当法人代表理事はインフルエンザ等、感染の恐れがある受講生に対しては 出席を停止させることが出来る。

#### 第11条(休学、退学、復学等)

- (1) 休校について以下のとおりとする。
  - やむを得ず休校を希望する者については所定の休校願を提出の上、許可を受けなければならない。
  - ・休学期間満了後(最大6カ月)も復学できないときは退校となる事がある。 履修した科目は履修証明書(別紙4)を発行する。
- (2) 退校について以下のとおりとする。

退校を希望する者については、所定の退校届を提出し許可を受けなければならない。 尚、履修した科目については履修証明書(別紙4)を発行する。

- (3) 復学について以下のとおりとする。
  - ・復学を希望する場合は、所定の復学願を提出の上許可を受け、在籍していたコース修 了後以降の受講となる。復学可能な年限は初回受講から2年とする。

#### 第12条(職員の組織)

職員の組織については次のとおりとする。

代表理事

専任教員 うち1名は教務主任とする。

その他の教員

医療的ケア教員

事務職員

#### 第13条(個人情報の取扱い)

当法人で知り得た個人情報は適切に管理し、本人の承認なく第三者に開示・提供することはしない。

#### 第14条(罰側)

受講生が学則、その他当法人の定める諸規則を守らず、また本文を逸脱した場合は、注意・ 警告・出席停止・退学とする。

上記の罰則は以下の受講生に対してのみ行うものとする。

- (1) 素行不良で改善の見込みが無いもの
- (2) 修得状況の改善の見込みが無いもの
- (3) 正当な理由が無く欠席が長期にわたるもの
- (4) 秩序を乱し、他の受講生に対して著しく迷惑をかけたもの。
- (5) 故意に諸設備を破損させ損害を追わせたもの 尚、この場合は賠償の義務を負う

### 第15条(施行細則)

この学則の実施に関し必要な事項に関しては、当校が別に定める。

### 第16条(付則)

この学則は、平成 26年 9月 1日から実施する。

#### 変更

平成30年 4月16日 令和 元年10月 1日

別紙 1 (受講内容と免除科目)

○…受講科目(通学) ●…スクーリング(通学) - …免除

○ 文冊行口					元例		1	
<b>业</b> 本中宏	実務者	初任者 訪問介護員			介護職員	無	その他	
教育内容	研修 時間数	研修	1級	2 級	3 級	基礎研修	資格者	全国研修
人間の尊厳と自立	5	_	_	_	_	_	0	
社会の理解 I	5	_	_	_	_	_	0	
社会の理解 Ⅱ	30	0	_	0	0	_	0	
介護の基本 I	10		_	_	0	_	0	
介護の基本 Ⅱ	20	$\circ$	_	_	$\circ$	_	$\circ$	
コミュニケーション	20	$\bigcirc$	_	0	0		0	
技術	20	0		O	O		0	
生活支援技術 I	20	_	_	_	_	_	0	
生活支援技術Ⅱ	30	_	_	_	0	_	0	
介護過程I	20	_	_	_	0	_	0	
介護過程Ⅱ	25	0	_	0	$\circ$	_	0	
介護過程 <b>Ⅲ</b> (スクーリング)	45	$\bigcirc lacktriangle$	$\bigcirc lackbox{lack}$	$\bigcirc lacktriangle$	$\bigcirc lacktriangle$	_	$\bigcirc lackbox{lack}$	
発達と老化の理解 I	10	0	_	0	0	_	0	
発達と老化の理解 Ⅱ	20	0	_	0	0	_	0	
認知症の理解 I	10	_	_	0	0	_	0	認知症実践者研修修了 者は免除
認知症の理解Ⅱ	20	0	_	0	0	_	0	認知症実践者研修修了 者は免除
障害の理解 I	10		_	$\circ$	0	_	0	
障害の理解Ⅱ	20	0		0	0	_	0	
こころとからだの しくみ I	20	_	_	_	0	_	0	
こころとからだの しくみ Ⅱ	60	0	_	0	0	_	0	
医療的ケア	50	0	0	0	0	0	0	痰吸引等研修
医療的ケア スクーリング	12	•	•	•	•	•	•	
実務者研修 受講時間数	462	332	107	332	432	62	462	

フリカ゛ナ

生年月日(和曆)

名

氏

# 実務者研修修了証明書

上記 士及び 平成	介護	福祉	让士	法(昭	和 62	年法律		0号)	(に基	•			
平成	年	<u>:</u>	月	日									
所	在	地		大阪府	于高槻	市安岡	寺町五	丁目	467	番11	- 号		
名		称		特別	三非営	利活動	法人						
				福祉	止活動	と福祉	:教育の	推進	協会	あす	トなろ	1	
代表	長者日	氏名		山	コ 芳	<b>'</b> 久		印					
				実	務者研	肝修コ-	ード:						

フリカ゛ナ

生年月日(和曆)

名

氏

# 実務者研修修了見込証明書

士及び介護福祉	活法人が厚生労働大臣の指定を受けて行う社会福祉 士法(昭和 62 年法律第 30 号)に基づく実務者研修を 日に修了する見込みであることを証明します。
所 在 地	大阪府高槻市安岡寺町五丁目46番11号
名 称	特定非営利活動法人
	福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなろ
代表者氏名	山口 芳久 印
	実務者研修コード:

# 履修証明書

## フリカ<sup>\*</sup>ナ 氏 名

科目	養成施設における履修科目
人間の尊厳と自立	
社会の理解 I	
社会の理解Ⅱ	
介護の基本 I	
介護の基本Ⅱ	
コミュニケーション技術	
生活支援技術 I	
生活支援技術Ⅱ	
介護過程I	
介護過程Ⅱ	
介護過程Ⅲ	
発達と老化の理解 I	
発達と老化の理解Ⅱ	
認知症の理解I	
認知症の理解Ⅱ	
障害の理解 I	
障害の理解Ⅱ	
こころとからだのしくみ I	
こころとからだのしくみ Ⅱ	
医療的ケア	

上記のものは、当法人において実務者研修に関する科目を修めたことを証明します。

## 年 月 日

所 在 地 大阪府高槻市安岡寺町五丁目46番11号名 称 特定非営利活動法人

福祉活動と福祉教育の推進協会 あすなろ

代表者氏名 山口 芳久 印